市立名寄図書館資料収集方針

平成 30 年４月１日　教育長決定
平成 31 年１月 16 日　　改正
令和６年４月１日　　改正
令和８年 10 月１日　　改正

1　目的

この方針は市立名寄図書館の運営方針に基づいた事業を十分に行うため、次の方針にのっとり必要な図書館資料の収集に関する基本的事項を定める。

2　基本方針

(1)　資料の収集においては、「図書館法」の趣旨に従い、「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」及び「図書館員の倫理綱領」の立場に立って、資料収集を行う。

(2)　公立図書館の役割として、あらゆる年齢の利用者に対応できるよう市民の要求と関心、及び社会の動向を把握し、資料収集を行う。

3　収集資料の範囲と種類

(1)　資料は国内で発行されている図書、逐次刊行物を広範囲に収集する。

(2)　種類

ア　図書（一般図書・参考図書・児童図書・地域資料）
イ　逐次刊行物（新聞・雑誌）
ウ　マイクロ資料（名寄新聞）
エ　高齢者および障がい者サービス資料

4　リクエスト資料

利用者からのリクエストは図書に限り受付け、別に定める選定基準に基づき、蔵書に加える。ただし、逐次刊行物については収集の参考とする。また、相互貸借による図書館協力を利用し、要望に応えていくよう努める。

5　収集方法

購入・寄贈および寄託等による。ただし、寄贈を受ける資料は図書館が利用方法を判断できるものとし、この収集方針及び別に定める選定基準を適用する。

6　収集部数

資料は原則として１部とするが、次の資料は複本を考慮する。

(1)　名寄市及び各行政委員会、議会で発行する資料は種類・形態を問わず、４部を収集する。

(2)　名寄市内関係団体で発行する資料は２部を収集する。

(3)　利用上複本が望ましいとされる作家または児童書、さらに予約が集中する資料は２部以上を揃える。

7　選定基準

収集方針に基づいて、選定基準は別に定める。

8　除籍基準

除籍基準は別に定める。

9　資料の更新

亡失及び汚損・破損により利用できなくなった資料のうち、利用価値が高いものは、随時買い替える。

10　資料選定方法

司書は収集方針・選定基準に基づき、資料を選択し、図書館長が決定する。

11　その他

この収集方針は、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

附　則

この方針は、令和８年 10 月１日から施行する。